

第2期北海道南幌町基本計画

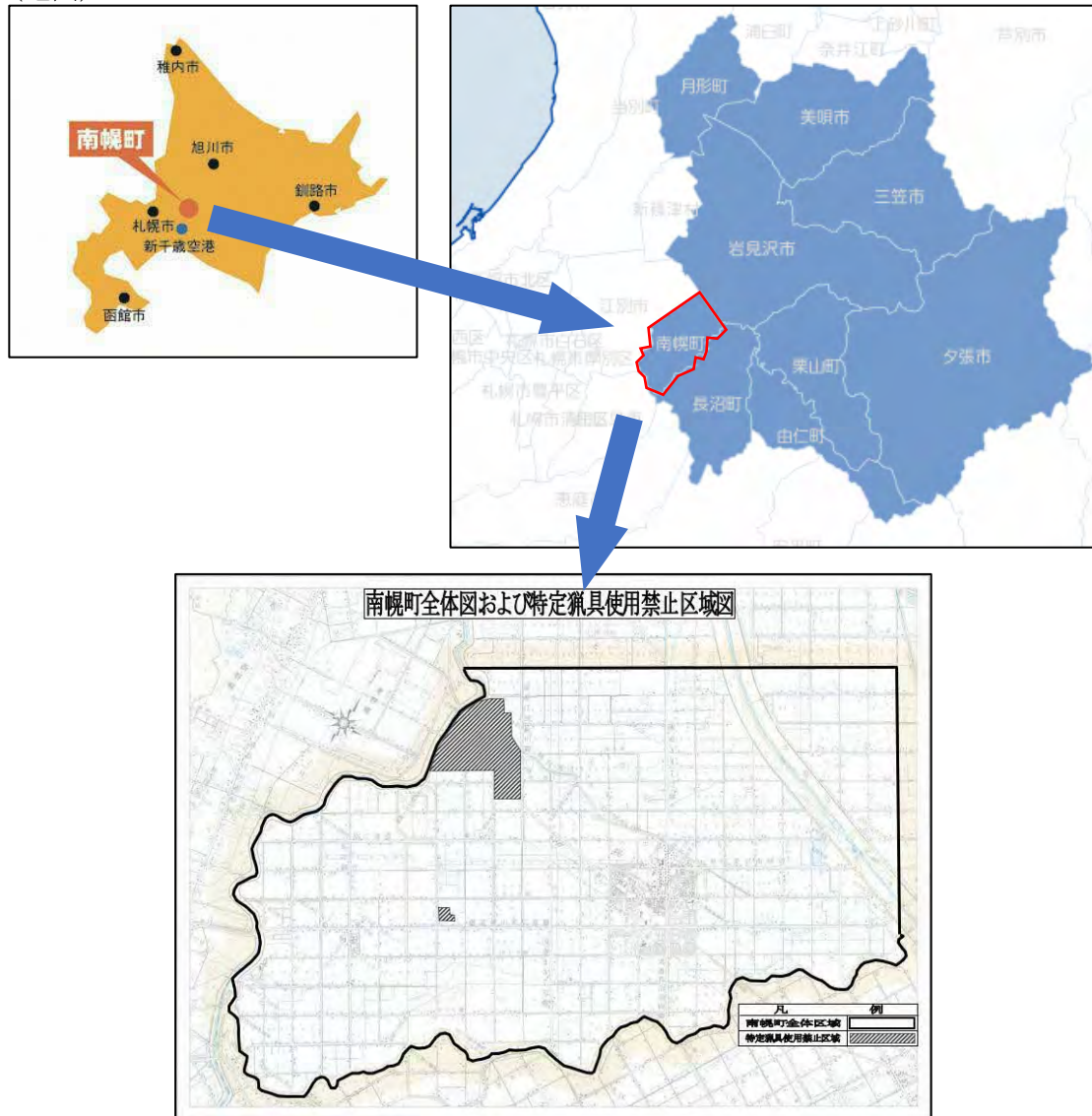
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は令和7年4月1日現在における北海道空知郡南幌町の行政区域とする。面積は約81.36km²（南幌町総面積）である。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する特定猟具使用禁止区域は除く。

なお、自然公園法に規定する国立・国定公園区域及び都道府県立自然公園、自然環境保全法に規定する自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区等のその他の環境保全上重要な地域は、本促進区域は存在しない。

(地図)



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件

本町は、北海道中央部のやや西南、石狩平野中央部に位置し、江別市、北広島市、岩見沢市、長沼町に隣接している。地形は全般的に平坦であり、全体の約7割が農用地で構成され、そのうち田が9割以上占めている。夕張川及び千歳川に囲まれた肥沃な土壌を活かし、稲作を中心にキャベツ、ブロッコリー等の農業生産を展開している。

② インフラの整備状況

本町には、国道1路線（337号線）が町域を横断しており、千歳市から石狩市を結び、小樽市まで至る延長約80kmの地域高規格道路「道央圏連絡道路」が現在、整備が進められている。令和7年3月に中樹林道路（南幌町南15線～江別東IC間：延長7.3km）が開通し、長沼南幌道路（南幌町～長沼町：延長14.6km）を除き整備が完了している。全面開通後は本町を中間地点として主要都市との空港・港湾を活用した人流・物流のアクセスの一層の向上が期待される。

高速自動車国道については、中樹林道路の開通により、最寄りのICである道央自動車道江別東ICまで車で約8分となり、北海道第2の都市である旭川市をはじめとする道北方面への交通利便性が向上した。また、本町から約20kmに位置する北広島ICにより、道南・道東方面へのアクセスが良好であり、本町を拠点に北海道内全域へのアクセスが可能となる。

空港・港湾については、本町から新千歳空港が約38km（車で約40分）、石狩湾新港が約42km（車で約45分）、苫小牧港が約55km（車で約1時間）の距離に位置し、道央圏連絡道路の整備により、これら空港・港湾への移動時間の短縮が期待される。

③ 産業構造

本町は、第1次産業である農業を基幹産業としており、町域の約7割が農用地で構成され、うち田は9割以上を占めている。令和5年の農業産出額は約42億円（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）であり、令和7年4月の農家戸数は146戸、1戸当たりの平均経営面積は約37.2haとなっている。

主要作物は米、小麦、大豆、てん菜などの土地利用型作物であり、キャベツ、長ネギ、ブロッコリーなどの野菜も生産されている。また、本町の特産品として白いとうもろこし「ピュアホワイト」が生産され、関東圏を中心として高い評価を得ている。耕作面積は約5,500haであり、耕作放棄地はないが、近年は減少傾向にある。なお、農家戸数および農家人口は年々減少しており、今後も優良農地を維持していくためには、担い手の確保と世代交代の促進が重要な課題となっている。

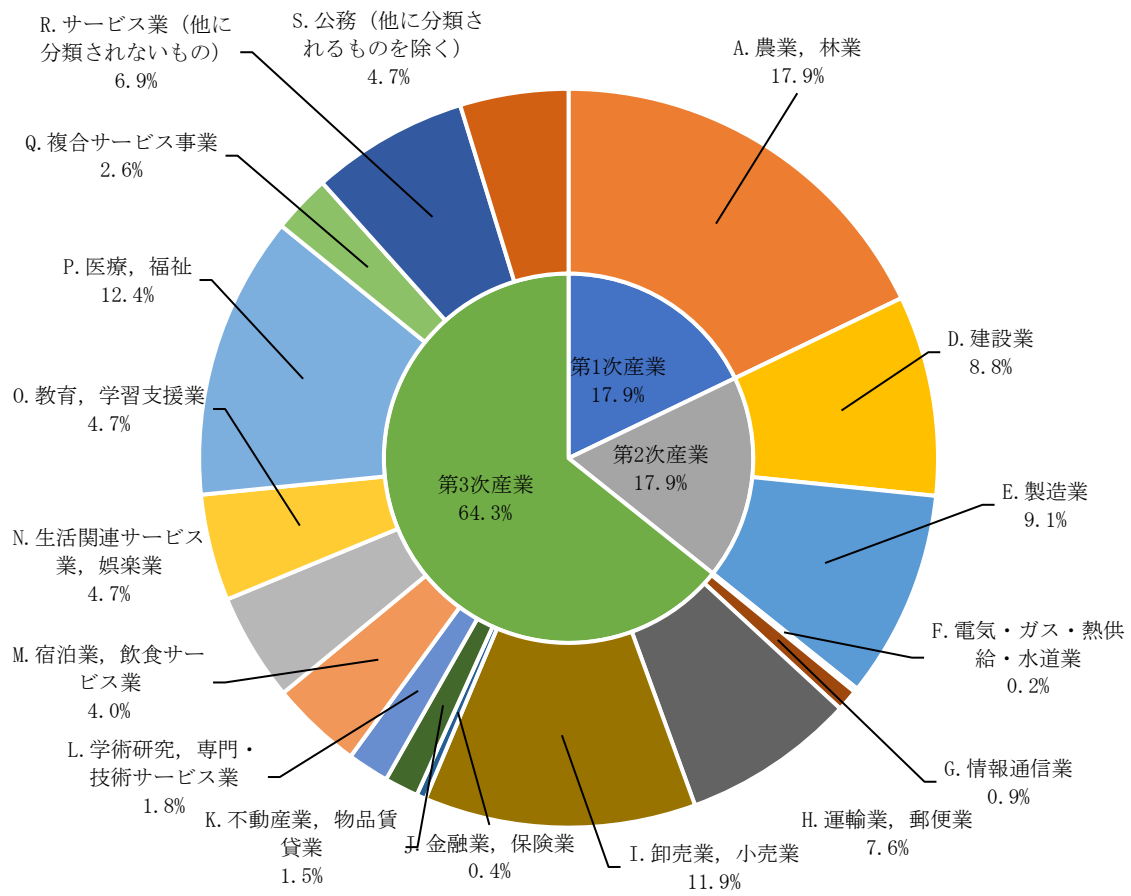
第2次産業としては、町内に「晩翠工業団地」および「南幌工業団地」の2か所の工業団地が存在し、札幌市、新千歳空港、石狩湾新港、苫小牧港など主要拠点の近郊という地理的優位性から製造業をはじめ、建設業、運輸業・郵便業などの企業が複数立地しており、令和3年の製造品出荷額は約67億円、従業員数は461人（令和3年経済センサス—活動調査）となっている。また、「晩翠工業団地」は全区画が分譲済みであり、「南幌工業団地」も景気低迷の影響を受けつつも、北海道ボールパークFヴィレッジの開業（本町から車で約15分の距離）や前述した道央圏連絡道路（中樹林道路）の開通により、全区画が分譲済みま

たは、事業用定期借地権による賃貸が行われている。

さらに、南16線西10番地の未造成地（約29ha）では、物流関連企業や民間賃貸住宅の誘致を通じた雇用と居住の確保・提供を図る職住近接型の新たな産業拠点「南幌流通団地」の整備を進め、令和8年10月供用開始を予定している。

第3次産業は、令和2年国勢調査によると本町の第3次産業の就業者数は2,508人であり、最も多く全体の約6割を占めている。そのうち、卸売業、小売業の就業者数が464人であり、約2割を占めている。

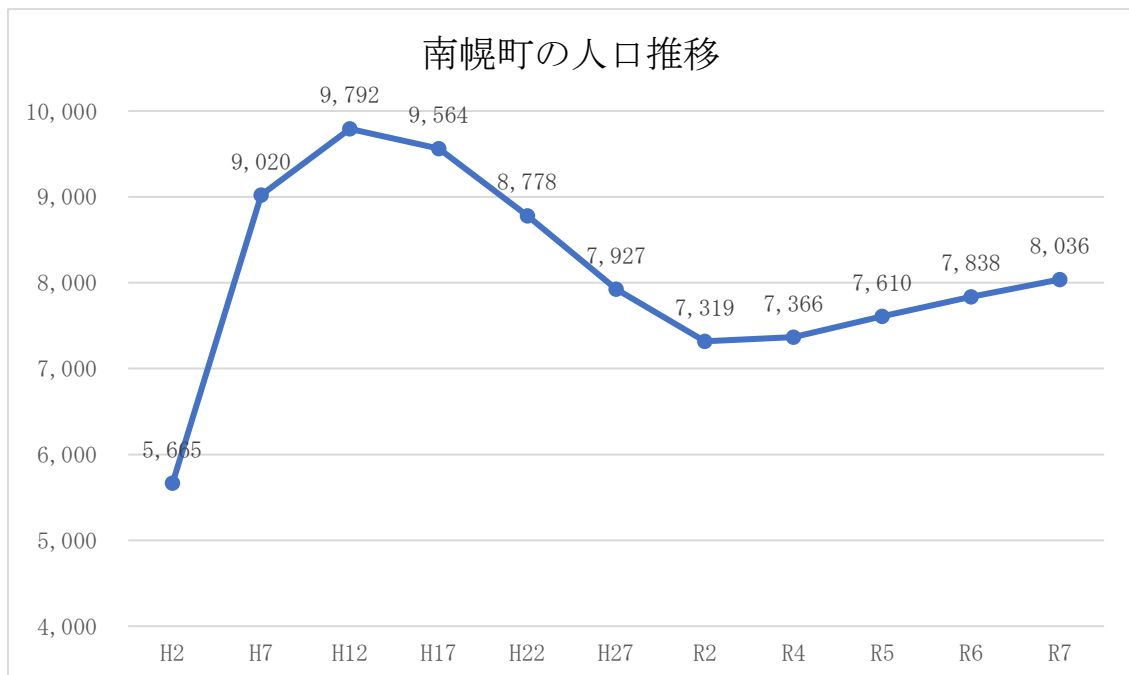
■産業構造区分別の就業者数（単位：％）



(出典：令和2年国勢調査)

④ 人口分布の現状

本町の人口は平成に入り、札幌市のベッドタウンとして大幅に増加し、平成10年11月の1万人超えをピークにそれ以降は減少傾向にあったが、令和4年5月から前月対比で増加に転じ、同年7月には前年対比においても増加に転じた。令和7年4月1日現在で8,036人となっている。



(出典：H2～R2：国勢調査（各年10月1日時点）、R4以降：南幌町住民課資料（各年4月1日時点）)

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本町は、平成29年度から概ね10年の計画期間としてスタートしている「第6期総合計画」における基本政策の産業経済分野では「地域ぐるみで支え育てる活力ある産業経済のまちづくり」として掲げ、道都の札幌市をはじめ新千歳空港や苫小牧港・石狩湾新港にも近郊という地の利を活かし、基幹産業の農業では消費者との交流と食育の推進に取り組むこととしているほか、企業誘致では物流拠点としてのPR活動を展開し、産業の振興を図ることとしている。

また、令和2年3月に策定した「南幌町まち・ひと・しごと総合戦略」においては、「安心して働ける雇用環境をつくる」を掲げており、アクセスの良い工業団地への企業誘致を進めるほか、農産物の販路拡大を目的に札幌市を中心に都市住民への農産物のPR活動を行うとともに、新たな地場産品開発に手掛け、6次産業化を推進することとしている。

現状として、令和5年における本町の農業算出額は43億4千万円となっており、引き続き農業が地域経済を支える重要な柱となっている。また、札幌市まで約25分、新千歳空港まで約40分、苫小牧港まで約60分と、北海道内でも優れた物流アクセス性を有している。この強みを背景に、南幌工業団地では令和元年度以降計14件の分譲実績があり、南幌

流通団地においても現在2件の立地が内定するなど、企業立地の動きが進展している。

これらのことを踏まえ、農業生産における特色のある生産と農産物の販路拡大を強化することで南幌町の農産物の価値を高め、その農産物を加工した食料品製造業において、さらなる付加価値の向上を目指すとともに、物流関連など地域内の他産業への経済的波及効果や雇用の創出を図り、地域経済における好循環環境の形成を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	一百万円	196 百万円	皆増

(算定根拠)

- ・北海道の1事業所あたりの平均付加価値額が47百万円(令和3年経済センサス—活動調査)であることから、同等の1件あたり47百万円の付加価値額を生み出す地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.39倍の波及効果を与え、促進区域で196百万円の付加価値額を創出することを目指す。
- ・196百万円は、促進区域の全産業付加価値額7,682百万円(令和3年経済センサス—活動調査)の約2.6%、製造業の付加価値額1,856百万円(令和3年経済センサス—活動調査)の約10.6%であり、地域経済に対する影響は大きい。
- ・KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数、新規雇用者数を設定する。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	一百万円	47 百万円	
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	3 件	
地域経済牽引事業の新規雇用者数	—	3 人	

現状 計画終了後 増加率

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって活かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が47百万円(北海道の1事業所あたり平均付加価値額(令和3年経済センサス—活動調査))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1%以上増加すること
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3名以上増加すること

なお、(2)、(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

本計画においては、重点促進区域を定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 南幌町のお米・小麦・キャベツ・とうもろこし（ピュアホワイト）等の特産物を活用した農林水産分野
- ② 南幌町のお米・小麦・キャベツ・とうもろこし（ピュアホワイト）等の特産物を活用した食料品製造関連分野
- ③ 南幌町の国道337号線等の交通インフラを活用した物流関連分野

(2) 選定の理由

- ① 南幌町のお米・小麦・キャベツ・とうもろこし（ピュアホワイト）等の特産物を活用した農林水産分野

南幌町は農業を基幹産業としており、令和5年の農業産出額は約42億円（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）となっている。本町は山や丘陵のない平坦な地形で、夕張川・千歳川に囲まれた肥沃な稲作地帯であり、稲作を中心に農業生産を展開している。また、水田の転作作物として小麦、大豆、てん菜の土地利用型作物に加え、キャベツ、長ネギ、ブロッコリーなどの野菜類も生産され、一部の農業者では白いとうもろこし（ピュアホワイト）も生産している。

本町の水稲農業の特徴として、北海道クリーン農業推進協議会が推進する「Yes!clean 農業産物表示制度」に登録する生産者集団「なんぼろピュアライス」を形成している点が挙げられる。同集団では、稲わら堆肥の活用による化学肥料の削減、あぜへのハーブ移植による害虫発生を抑制、さらに種子消毒に農薬を一切使用しないお湯のみで消毒する温湯種子消

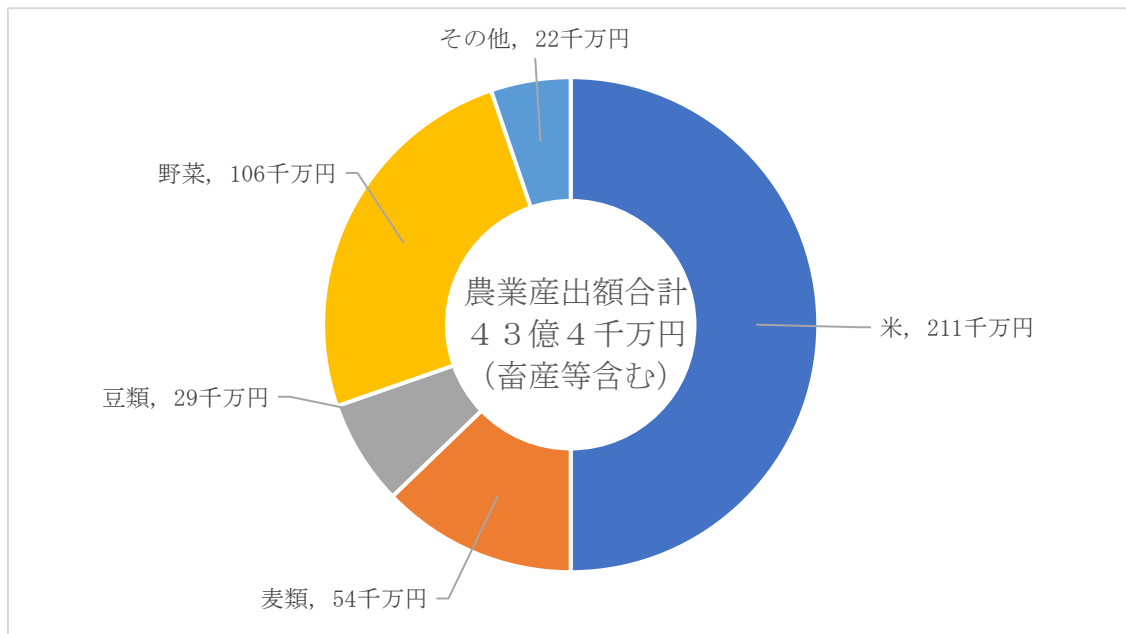
毒の実施により、農薬使用量を通常比約60%削減し、安全・安心で環境と人に配慮した生産活動に取り組んでいる。

野菜の生産については、令和3年産作物統計調査ではキャベツの作付面積48ha、収穫量2,430tと道内でも有数の産地である。特徴としては葉が肉厚のわりに柔らかく、様々な料理に使えるボール系のキャベツで、真空予冷施設にて鮮度・品質を維持したまま道内外に出荷している。また、白いとうもろこし「ピュアホワイト」も生産されており、糖度が高く、生食可能な高付加価値品種である。他品種（黄色・バイカラー系のとうもろこし）の花粉が受粉すると白色を保てない特性から栽培が難しく、市場流通が少ないことから、道内外において需要の高い品種となっている。

本町の農家人口・戸数は減少傾向にあるが、労働力不足への対応として、町内全域で高精度測位が可能なRTK-GPS基地局を設置し、町内全域で農作業機械が正確な位置を把握できる環境を整備した。これにより、自動操舵システムを搭載したトラクター等の農作業機械が高精度に直進走行でき、農作業の効率化・省力化、オペレーターの負担軽減が図られている。さらに、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、農地や技術の円滑な継承などを目的として、農業経営の法人会に向けたメリットやノウハウ等の普及啓発を進めている。

これらの取り組みにより、本町の農業が有する強みを維持・強化し、生産性向上を支援することで、高付加価値な農産物を活用した事業創出につなげ、地域全体の付加価値向上を図る。

■令和5年南幌町農業産出額（単位：千万円）



(出典：農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果)

■道内産キャベツの作付面積・収穫量

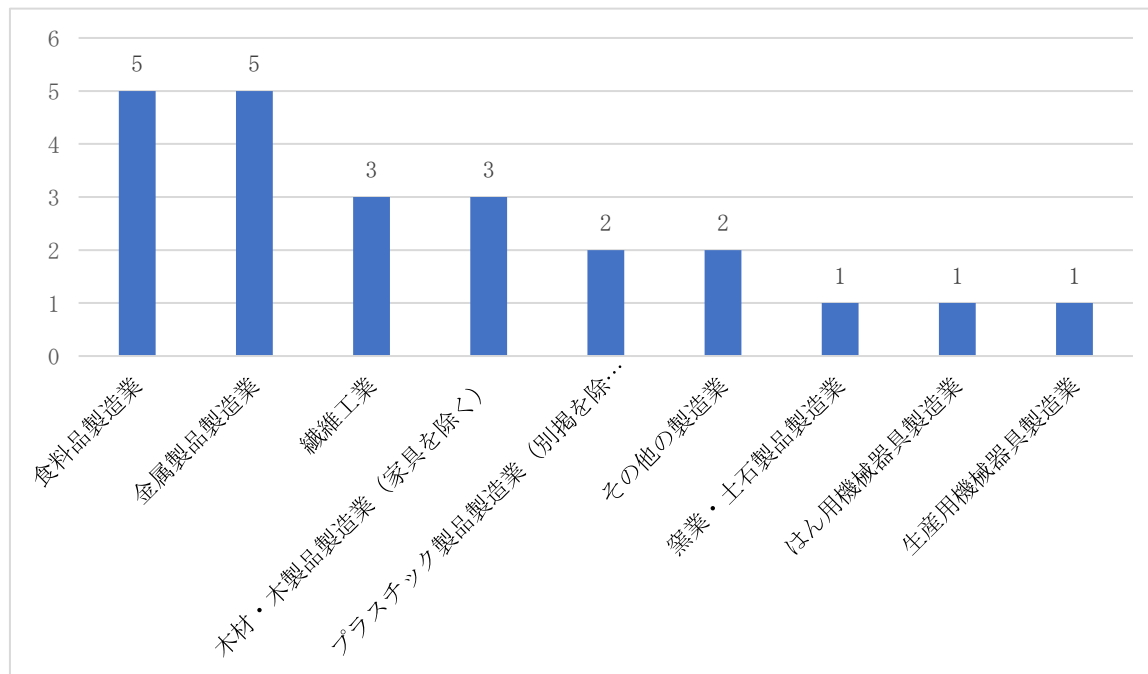
作付面積 順位	市町村名	作付面積	収穫量
1	芽室町	98ha	7,210t
2	鹿追町	77ha	5,460t
3	幕別町	69ha	2,590t
4	伊達市	69ha	2,700t
5	恵庭市	69ha	3,610t
6	むかわ町	53ha	1,900t
7	南幌町	48ha	2,430t

(出典：令和3年作物統計調査)

② 南幌町のお米・小麦・キャベツ・とうもろこし（ピュアホワイト）等の特産物を活用した食料品製造関連分野

南幌町の特産物の特性は、前述のとおりである。町内製造業の売上高は66億5百万円（令和3年経済センサス活動調査）で、全産業の33.4%を占めている。また、食料品製造業は町内に5事業所が立地しており、製造業の中では最も多い事業所数となっている。

■ 製造業の立地数（単位：社）合計23社



(出典：地域経済分析システム RESAS 産業構造マップー2021年経済センサス活動調査)

本町の食品製造業の中でも、特徴的な取り組みとして、白いとうもろこし「ピュアホワイト」

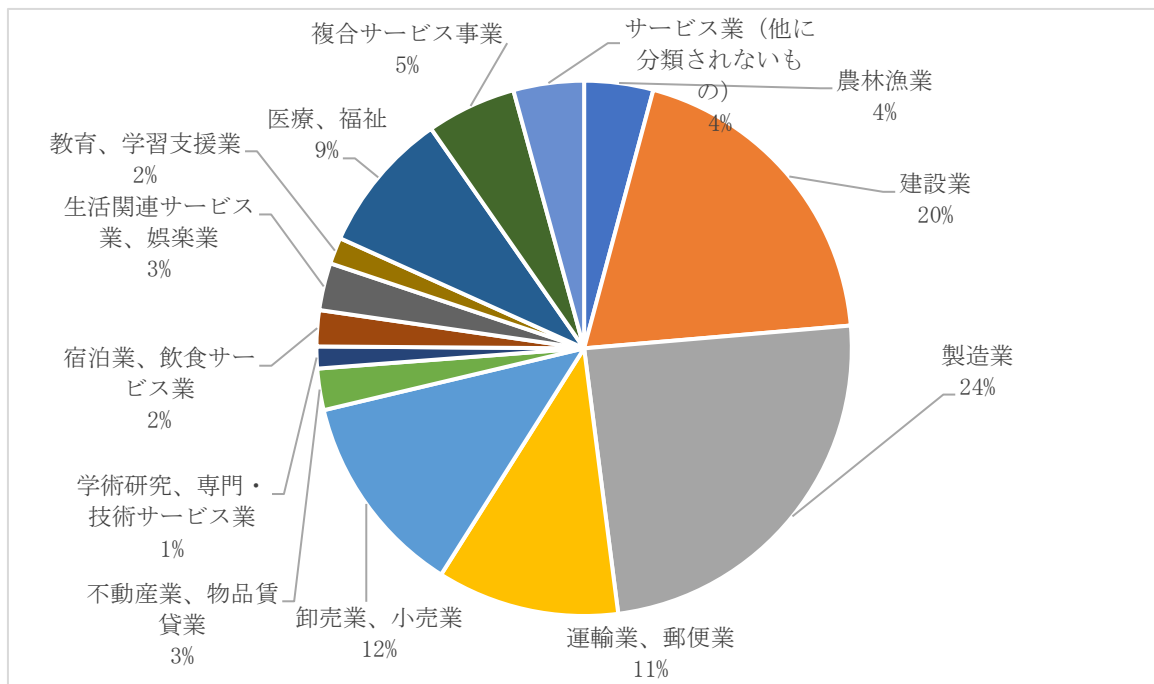
を活用したスープ、ドレッシングなどの加工品で挙げられる。「ピュアホワイト」は糖度の高さを特徴とするため、茎の一番上に生る一番果のみを生食用として出荷し、二番果、三番果は廃棄されていた。しかし、廃棄ロス削減の観点から、二番果や三番果を加工用としてスープ、ドレッシングの製品開発を生産農業者が手掛け、現在では南幌町観光協会の優良特産品として推奨されている。

令和3年経済センサスー活動調査によると、町内製造業の付加価値額は1,856百万円で全産業の24%を占める。令和2年国勢調査では従業員数は355人で、全産業の9.1%に相当する。従業員数では町内4番目であるものの、付加価値額では1番目であり、本町にとって重要な産業と位置づけている。

さらに、地元農産物を加工して独自製品を開発することで、農産物のPR効果や付加価値額の向上が期待されるほか、町民雇用の増加や製品の集出荷を担う物流産業への波及効果も見込まれる。南幌町では、これら産業の新規立地や規模拡大の際に、条例において一定要件を満たす場合には助成金の交付や固定資産税の免除・減免などの支援措置を講じている。

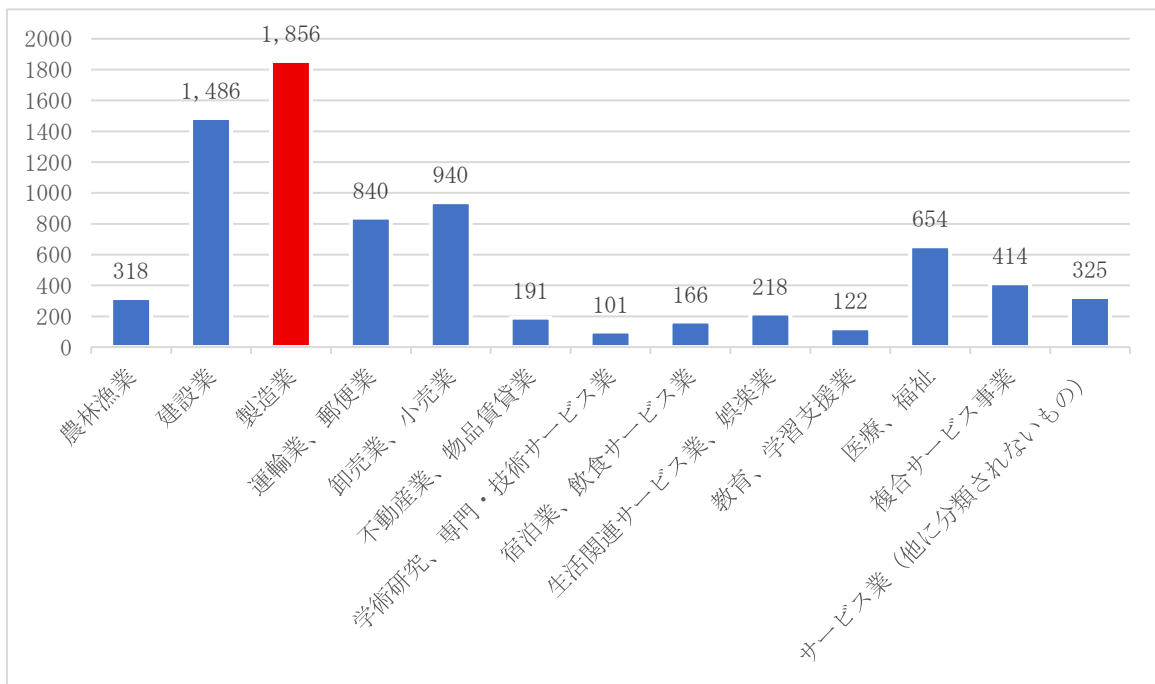
以上を踏まえ、南幌町産特産物を活用した食料品製造企業の事業拡大や独自製品開発の支援、町内工業団地への新規立地企業の誘致を進めることで、特産物の価値向上、加工品の付加価値額増加、雇用創出を図り、地域全体の活性化につなげる。

■産別構造区分別の付加価値割合（単位：%）



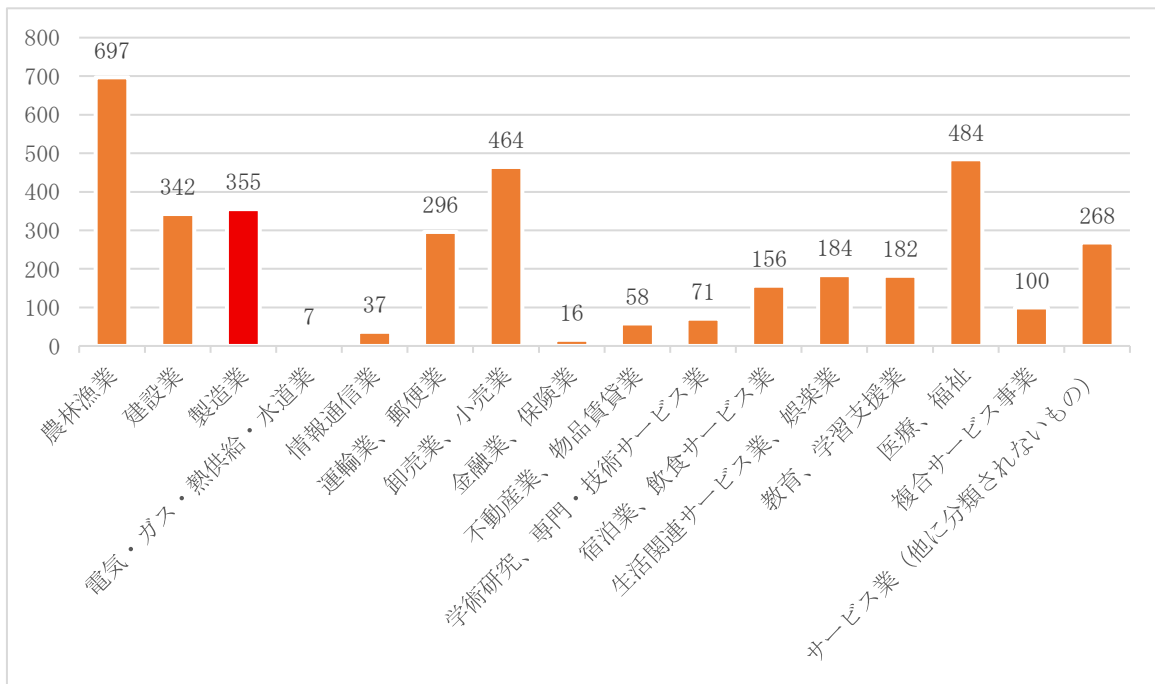
（出典：令和3年経済センサスー活動調査）

■産業構造区分別の付加価値額（単位：万円）



（出典：令和3年経済センサスー活動調査）

■産業構造区分別の従業員数（単位：人）



（出典：令和2年国勢調査）

③ 南幌町の国道337号線等の交通インフラを活用した物流関連分野

南幌町は北海道のほぼ中央部に位置し、大消費地札幌市から東に約25km、車で約30分の近郊に位置するまちである。札幌市以外にも、車で新千歳空港までは40分および石狩湾新港までは45分、苫小牧港までは車で約1時間と、道内主要箇所から至近でアクセスに優れた環境にある。

令和7年3月に江別東ICから南幌町南15線までを結ぶ道央圏連絡道路（中樹林道路）が開通し、南幌町から長沼町までの区間（延長14.6km）を除き整備が完了している。同道路の全面開通後は、南幌町を中間地点として主要都市と空港・港湾を活用した人流・物流面において交通アクセスの一層の向上が期待される。

南幌町を横断する国道337号線は小樽市から千歳市に至る一般国道であり、現在は地域高規格道路道央圏連絡道路に指定されており、バイパスとして整備が進められている。令和7年3月に中樹林道路が開通したことにより、南幌町から長沼町までの区間を除き整備完了しているが、完了予定時期は公表されていない。しかし、一部の区間がバイパスとして整備されていることから、整備前である現在の国道337号線を通行する大型車両は多く、南幌町を横断する交通量も多くなっている。

道央圏連絡道路や国道337号線を活用することで、道北へ向かう道央自動車道の江別東ICや国道12号線までは車で約10分、道東へ向かう国道274号線まで車で約10分と、他の国道や高速道路と短時間でアクセスすることが可能となる。また、道東自動車道の千歳東ICまで車で約30分の近距離にあり、道南へは室蘭方面にむかう国道36号線や道央自動車道の北広島ICまで車で約30分の近距離にあり、南幌町を拠点にして道内各地へのアクセスには条件の良い環境にある。



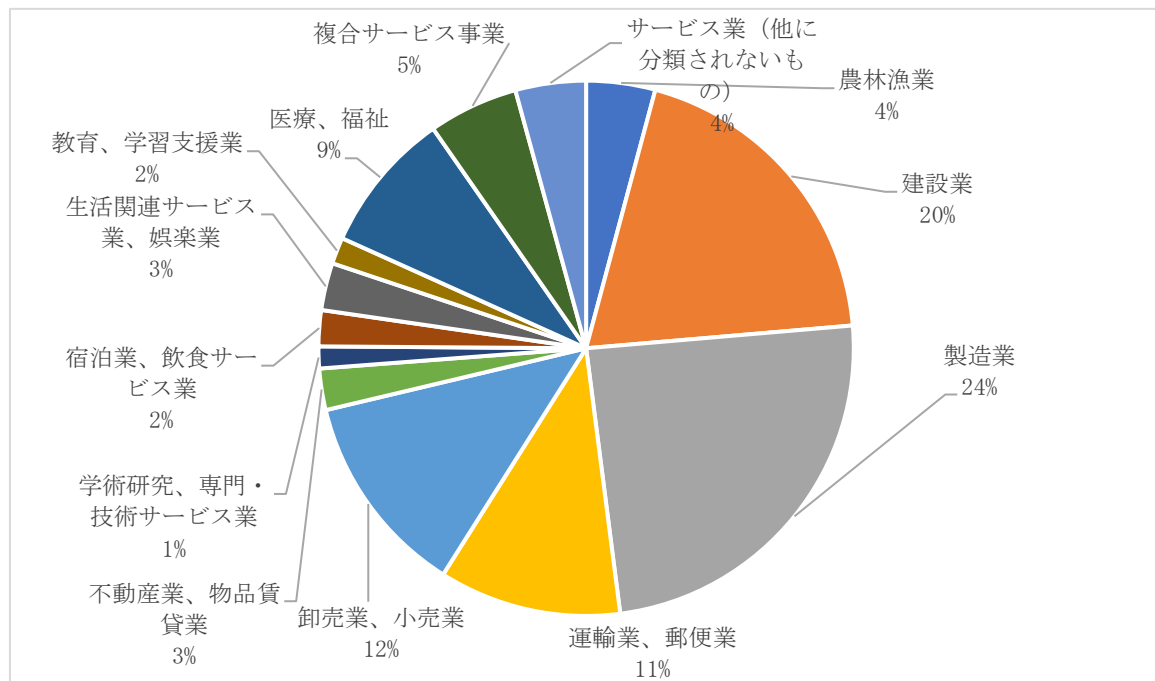
令和3年経済センサスー活動調査によると南幌町における運輸・郵便業の付加価値額は産業構造区分別で約11%と製造業や建設業よりは低い数値となっているものの、1事業

所あたりの付加価値額では840万円と製造業、建設業、卸売業、小売業に続き、4番目の値となっている。今後開通が予定されている道央圏連絡道路とあわせて南幌町の交通アクセスの良い環境とが相まって物流関連企業の出荷額等の増加を図ることで、さらなる付加価値額の向上が期待できる。

また、製造業と同様に、物流関連企業の新規立地や規模拡大の際に、条例において一定要件を満たした場合には助成金の支出、固定資産税の課税を減免する措置を講じている。

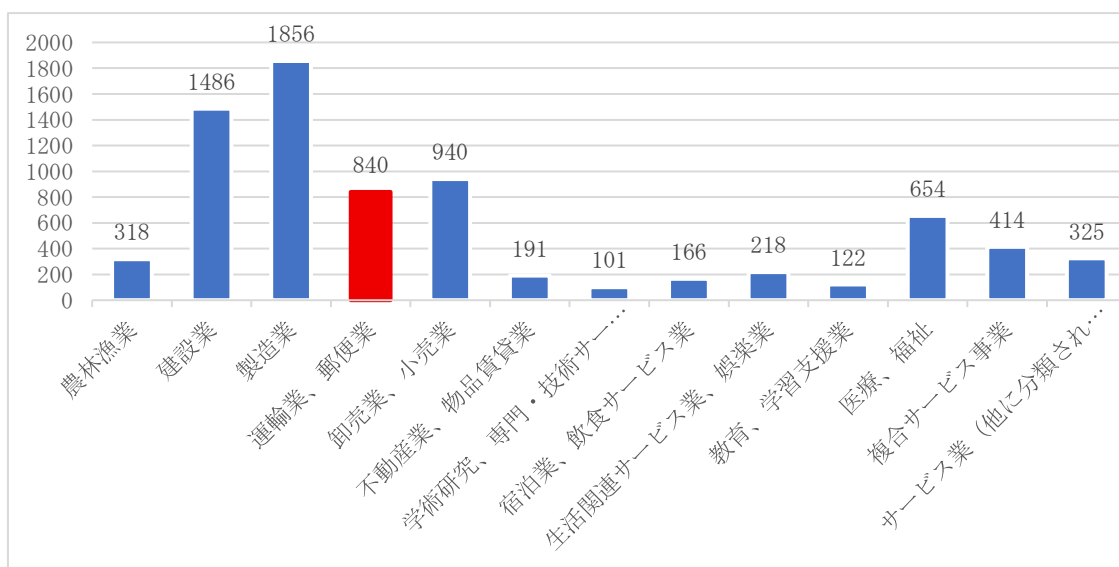
以上を踏まえ、物流関連企業の立地等を促進することで物流拠点としての集積を図り、南幌町の特産物が道内外へと効率的に供給できるような物流体制を整備することで、特産物を製造する企業と物流関連企業との相乗効果を図り、地域企業の付加価値額の増加や雇用拡大を目指す。

■産別構造区別の付加価値割合（単位：％）【再計】



(令和3年経済センサス活動調査)

■産別構造区分別の付加価値額（単位：万円）【再掲】



(令和3年経済センサス活動調査)

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」に記載の南幌町の様々な特性を生かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策の活用も検討する等、事業コストの低減や南幌町にしかない強みを積極的に活用する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件のもと不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税について課税の免除を行っている。

また、南幌町においても、一定の要件を課したうえで事業所等の新增設に係る投資に対する固定資産税の免除・減免に関して条例で定めており、今後も継続して行っていく。

② 北海道産業振興条例に基づく助成措置

地域未来投資促進法の促進区域を北海道産業振興条例に基づく企業立地を促進するための助成の土地の対象地域として設定している。

③ 南幌町企業誘致促進条例に基づく助成措置

南幌町では、企業立地の促進のため、一定の要件を課した上で、事業所等の新增設に係る設備投資に対する奨励金の交付、町民の雇用に対しての奨励金の交付に関して条例で定めており、今後も継続していく。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 地域経済牽引事業における事業者に対し、効率的かつ効果的な事業推進に必要な公共データの活用を進めていく。

町内農産物の種類や作付面積、収穫量などの公共データを事業者と共有することで、新商品の開発を促す。その他に、町内における年齢別の人口データなども共有し、マーケティングへの活用や町民の雇用促進を図る。

② 町内企業間の連携や新規ビジネス、市場の開拓につなげる。

隣町である江別市内の大学に通う学生が、町内企業を自ら取材し、その企業PRする広報記事を作成している。現在は14社の記事が完成しており、南幌町ホームページで公開している。今後も継続し取材する予定で、随時ホームページで公開していき、企業間連携の構築や市場の開拓を図る。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

① 相談窓口の設置

北海道経済部産業振興局産業振興課と南幌町まちづくり課において、事業者の提案に対応する窓口を設置する。なお、事業環境整備の提案を受けた場合については、両者が連携して対応していく。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 産業用地の確保に向けた支援

南幌町内の2か所の工業団地の分譲地は全て分譲済みまたは、事業用定期借地による賃貸が行われている。新たな産業用地の確保のため、令和5年より約23haの準工業用地「南幌流通団地」の整備工事が進められ、令和8年10月に供用開始予定となっている。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和8年度	令和9年度～	令和12年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 不動産取得税、固定資産税の減免措置	北海道：運用 南幌町：運用	運用	運用
② 北海道産業振興条例に基づく助成措置	運用	運用	運用
③ 南幌町企業誘致促進条例に基づく助成措置	運用	運用	運用

【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 公共データの活用	運用	運用	運用
② 町内企業のホームページ公開	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
① 産業用地の確保	整備工事・運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域一体となった地域経済牽引事業の促進にあつては、南幌町は以下の機関と連携して支援の効果を最大限発揮できるように事業を実施し、地域経済牽引事業を支援していく。</p> <p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p> <p>① 南幌町商工会</p> <p>南幌町商工会は会員数約150社の会員で組織され、商工会法に基づいて設立された地域唯一の総合経済団体である。行政との連携による地域経済の活性化に関する事業に参画し地域経済活性化に寄与しており、町内企業に対しては経営相談、融資あっせんなど経営面の支援を実施する。</p> <p>② 金融機関（空知信用金庫）</p> <p>大正14年に岩見沢信用組合として設立され、昭和24年に空知信用組合に名称変更し、昭和26年に信用金庫法に基づく空知信用金庫に改組。北海道空知管内の南空知地域に所在する9市町の地域に密着した金融機関であり、南幌町に所在する唯一の金融機関である（JAを除く）。町内企業への融資など金融面の支援を実施する。</p>

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

<p>(1) 環境の保全</p> <p>新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。</p> <p>特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。</p> <p>また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対</p>
--

策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪および事故のない安全で安心して暮らせる地域社会を作るため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携の下、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置するなどにより歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備に努めるとともに、企業の事業所付近、特に頻繁に車両が出入りする箇所や交差点など、危険性が高いと思われる箇所については、ミラーの設置、警備員の配置等を求めていく。

(3) その他

P D C A体制については、南幌町まちづくり課を中心に関係課職員による会議を開催し、本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する効果の検証と当該事業の見直しについて、毎年度6月に検討・整理する。また、当会議においては必要に応じて商工会や金融機関等に対して助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画では土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和12年度末日までとする。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

南幌町における
「経済的効果の目標」・「地域の事業者に対する相当の経済的効果」の算定根拠

1 経済的効果の目標（本文対応箇所：P4（2）経済的効果の目標【経済的効果の目標】）

（1）経済的効果の目標

1件あたり47百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.39倍の波及効果与え、促進区域で47百万円の付加価値額を創出することを目指す。

【算定式】

4,611万円 \div 47百万円（切り上げ）

47百万円 \times 1.39 \times 3件 \div 196百万円（切り上げ）

【根拠】

① 付加価値額

令和3年の北海道の全産業1事業所あたり付加価値額47百万円と同額に設定。

② 波及効果係数

平成27年北海道産業連関表 道央全産業の逆行列係数表の列和よりの平均値1.39（切り下げ）を設定

③ 地域経済牽引事業の件数

南幌町基本計画で、地域特性及びその活用戦略について、3分野を設定していることから、各分野から1件ずつ事業が行われることを想定するため、3件に設定

（2）経済的効果を達成するためのプロセスを管理計測するためのKPI

（本文対応箇所：P4（2）経済的効果の目標【任意記載のKPI】）

地域経済牽引事業の平均付加価値増加額 47百万円

【算定根拠】

1（1）①と同様

地域経済牽引事業の承認事業件数 3件

【算定根拠】

1（1）③と同様

地域経済牽引事業の新規雇用者数 3人

【算定根拠】

2（2）と同様

2 地域の事業者に対する相当の経済的効果（本文対応箇所：P5（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果】）

（1）事業者の売上の増加

南幌町における売上高（平成28年～令和3年）の増加率（1%）を上回ること

【算定根拠】

- ・平成28年市町村別売上高 19,629百万円
- ・令和3年市町村別売上高 19,765百万円

19,765百万円（令和3年）－19,629百万円（平成28年）

＝136百万円（5か年増加額：平成28年～令和3年）

136百万円 ÷ 5か年

＝27.2百万円（年平均増加額）

27.2百万円 ÷ 19,765百万円（令和3年）

≒0.13%（年平均増加率）※切り捨て

0.13% × 5か年

≒1%（目標増加率）

（2）事業者の雇用者数の増加

新規事業開始に当たり、新たな雇用が見込まれ、今回見込まれる新規事業の創出件数が3件であることから、各事業に対しそれぞれ1名の追加を見込み3名とする。